

第 11 回合併協議会が開催されました。

8 月 10 日、第 11 回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議し、承認を受けるもの 43 項目」協議会に報告し、承認を受けるもの 17 項目」合計 60 項目が協議、承認されました。

承認されました「協議会で協議し、承認を受けるもの 43 項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。

* 詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

総務関係

1	区運営費補助金	佐久市・浅科村・望月町(白田町は行政協力費)が実施していますが、算定基準・補助金額に違いがあります。合併時、新市において統一した算定基準を定めます。なお、行政から区に依頼する事項の整理を行います。補助金算定基準は、世帯割・防犯灯電気料補助金を基本に調整しますが、各市町村により区の運営形態等に違いがあることから、合併後、3 年を目途に補助金額の段階的調整を行います。
2	区長会理事会運営費補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 ・理事数 26 名 ・補助金額 14,000 円/人 ・県自治会連合会負担金 82,000 円
3	区長業務補助金	4 市町村とも実施していますが、報酬・算定基準・補助金額に違いがあります。合併時、新市において統一した算定基準を定めます。なお、行政から区長に依頼する事項の整理を行います。補助金算定基準は、下記項目を基本に調整します。 区長報酬 理事手当 世帯割 規模別均等割
4	地区区長会運営費補助金	佐久市・望月町(白田町・浅科村は区長会)が、実施していますが、算定基準・補助金額に違いがあります。地区区長会を充実するため、合併時、区長会運営費補助金・区長会研修費補助金を一元化し、統一した算定基準を定めます。 ・均等割 1 地区 120,000 円 ・区長人数割 4,000 円/人 ・世帯割 25 円/世帯
5	区長会研修補助金	白田町が実施しています。地区区長会運営費補助金に一元化するため、合併時、廃止します。
6	行政協力費	白田町が実施しています。区運営費補助金及び区長業務補助金に一元化するため、合併時、廃止します。
7	区民運動会補助金	望月町が実施しています。区運営費補助金に一元化するため、合併時、廃止します。

民生関係

8	難病患者激励費	佐久市が実施しています。合併時までに調整します。
9	難病患者等通院費補助事業(単独分)	浅科村・望月町が実施しています。合併時までに調整します。
10	家庭ごみ処理手数料	4 市町村とも手数料を徴収していますが、料金に違いがあります。一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整します。
11	家庭ごみ分別収集	4 市町村とも実施していますが、分別方法・処理体制・処理施設に違いがあります。合併時、現行どおりとします。 ・分別方法は、佐久市の 3 大分別 14 種類を基本として、白田町区域では生ごみも分別します。 ・浅科村及び望月町は、川西保健衛生施設組合にて実施している 19 分別を基本とします。 ・処理施設及び処理方法は、当面の間、現行どおりとします。 ・収集回数など詳細については、施設の処理能力や運営形態、住民の利便に配慮し決定します。
12	事業系一般廃棄物処理	4 市町村とも実施していますが、処理手数料・分別方法に違いがあります。一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整します。
13	ごみステーション	4 市町村とも実施していますが、設置基準・維持管理方法に違いがあります。合併時、現行のごみステーションを活用します。なお、新設時の手続き及び維持管理方法は、佐久市の例を基本に統一します。 1. 新市において設置基準の統一を図ります。 2. 管理は地元区が行うものとし、管理費用は家庭ごみ指定袋の販売により財源を確保します。 3. 白田町・浅科村の補助金方式は廃止します。
14	粗大ごみ・処理困難物収集処理業務	白田町・浅科村・望月町が実施していますが、実施方法に違いがあります。合併時、個人による処理施設への直接搬入を基本とするため、収集は廃止します。なお、各処理施設で受け入れのできない物は、民間業者へ直接搬入を行うものとします。
15	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	佐久市が加入しています。合併時、新市において加入します。なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
16	南佐久環境衛生組合(ごみ処理)	白田町が加入しています。南佐久環境衛生組合によるごみ処理施設建設計画は凍結と決定されており、白田地域のごみ処理は、佐久市軽井沢町清掃施設組合で処理するため、ごみ処理部門は、合併時脱退します。
17	川西保健衛生施設組合(ごみ処理)	浅科村・望月町が加入しています。合併時、新市において加入します。なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
18	佐久平環境衛生組合	佐久市・白田町が加入しています。合併時、新市において加入します。なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。